

## 春日井市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定に当たり、専門的な視点から検討するため、春日井市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープランの策定に関することについて検討及び協議する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 優れた識見を有する者
- (2) 関係行政機関若しくは県の職員又は市内に住所を有する者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から都市計画マスタープランの公表の日までとする。

### (会議)

第5条 委員会は、市長が必要に応じて招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、まちづくり推進部都市政策課において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱で定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成30年5月31日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。